

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律の概要

1. 制定の経緯

バブル期におけるゴルフ場その他の会員制事業が増加する中、大量の会員募集等により会員と事業者間のトラブルが多発（例、平成3年の茨城カントリークラブ事件）していることに鑑み、会員契約を適正化し、悪質な事業者から消費者を守るため、平成4年の第123回国会において議員立法として本法律案が提出され、平成4年5月13日に成立。

2. 概要

(1) 法律の適用範囲

当事者の一方が相手方に対してゴルフ場を継続的に利用させる役務を提供することを約し、相手側がこれに応じて50万円以上の金銭を支払うことを約する会員契約が対象。

(2) 事業者に対する主な規定

- ① 会員制事業者が会員募集を行おうとする際には、会員制事業者に関する事項、会員契約に関する事項を事前に主務大臣（経済産業大臣）に届出。（第3条）
 - (i) 会員制事業者に関する事項
 - (ii) 会員契約に関する事項
- ② 会員契約の締結は、原則としてゴルフ場の開場後。ただし、開発許認可を取得し、保証委託契約を締結した後その旨を主務大臣に届け出れば開場前でも可能。（第4条）
- ③ 契約締結に当たっては、締結前と締結後に会員契約内容等を記載した書面を顧客に交付。（第5条）
- ④ 指定役務の内容、施設の概要、会員数の計画等について、著しい誇大広告を禁止。（第6条）
- ⑤ 会員契約に関する事項であって、故意に事実を告げなかったり、不実のことを告げることを禁止。（第7条）
- ⑥ 会員に書類を閲覧させる義務。（第9条）

(3) 主務大臣の権限に関する規定

- ① 法第3～9条までの規定違反者に対する指示。（第10条）
- ② 法第3～9条までの規定違反者に対する業務停止命令。（第11条）
- ③ 報告徴収及び立入検査。（第17条）

(4) 主な罰則

- ① 法第7条、第11条違反者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金。（第22条）
- ② 法第3条～第6条、第9条、第17条違反者は、50万円以下の罰金。（第23条）